

教員:安部 祥太

講義概要

この科目は、神奈川県弁護士会・法教育センターのご協力を得て、弁護士の方々をお迎えし、ご講義頂く科目です。様々な法的問題・紛争において、弁護士がいかなる役割を果たしているかについて、実際にその分野を中心に活躍されている弁護士の方々からお話を伺います。「現場」の声を聞くことで、他の専門科目で学ぶ「法の適用・法の解釈」の実践例に触れ、法学を学ぶ上で学問と実務の橋渡しをする科目です。

達成目標

現代社会において弁護士が果たしている役割を理解した上で、法廷内外で実際に弁護士がどのような活動を行っているかを知ることが到達目標とします。

履修条件 (前に履修しておくことが望ましい科目など)

特になし。

授業計画

1	授業計画	ガイダンス／弁護士の役割総論
	事前学習	講義内容を確認する
	事後学習	講義内容や初回ガイダンスを踏まえ、本科目が扱う法領域を把握する
2	授業計画	労働者保護における弁護士の役割 企業と労働者は、私人同士ではあるものの、その立場には大きな隔たりがあります。雇用側と比べると、労働者はどうしても弱い立場に置かれます。そこで、労働者を保護する必要性が生じます。この回では、これらの労働に関する法規範の運用例や、労働者保護における弁護士の役割などを学びます。
	事前学習	ブラック企業に関する新聞報道などをチェックする。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
3	授業計画	消費者保護における弁護士の役割 私人間の契約関係は、当事者が対等な立場にあることを前提としています。ところが、実際には、消費者と販売事業者の間には、様々な隔たりがあります。そこで、「契約自由の原則」を修正して、消費者を保護する必要性が生じます。「消費者法」は、このような背景から整備されてきた一連の法規範です。この回では、消費者法の運用例や、消費者保護における弁護士の役割などを学びます。
	事前学習	日常生活に関係する消費者事件としてどのようなものがあるか考える。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
4	授業計画	医療過誤訴訟における弁護士の役割①(患者側代理人として) 医療事故の発生は、高度な医療を受ける上で、ある意味避けては通れないリスクです。問題は、それが避けられない事故であるか、医療過誤であるかという点です。医療過誤であれば、医療者には、民事・刑事・行政法上の様々な責任が発生します。他方、医療過誤を受けた患者は、損害賠償を受ける権利を有します。ところが、現実には、患者側の勝訴率は、通常の民事裁判と比べて低い数字になっています。この回では、これらの状況が発生する原因や、患者側が過誤を立証する際に発生する障壁などについて、実際の医療訴訟で患者側の代理人となった弁護士の仕事を通じて検討します。
	事前学習	医療事故に関する報道をチェックする。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
5	授業計画	医療過誤訴訟における弁護士の役割②(病院側代理人として) 医療現場は、医療事故のリスクを常に抱えており、そのリスクを無視することができない状況に置かれます(医療過誤訴訟における弁護士の役割①参照)。そこで、患者のみならず、病院側にも、必要以上の責任発生が生じないように法的見地からアドバイスを行い、訴訟で代理人となる弁護士が必要です。不当な法的責任の発生リスクは、医療従事者のモチベーション低下や医療従事者の減少につながり、その結果は医療を受ける患者側に不利益として跳ね返ってくるようになるためです。患者側、病院側の双方に弁護士がついて、適切な弁護活動が行われ、適切な紛争解決が行われることが、よりよい医療の実現のためにも望ましいと言えます。この回では、このような観点から、病院側の弁護士が行う仕事について考えます。
	事前学習	前週の講義内容を復習する。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
6	授業計画	企業法務における弁護士の役割 現代社会において、企業が担うべき役割は極めて大きいです。市場経済の下で利潤を追求することは、経済発展にもつながり、それによって従業員に給与が支払われ、その生活を支えることにもなります。同時に、企業が行う様々な活動は、法による規制の下にあります。そのため、法律専門家の関与は、企業活動を行う上で必要不可欠なものとなっています。この回では、企業が置かれている状況に鑑み、企業活動における弁護士の役割などについて学びます。
	事前学習	企業活動において法律が問題になる場面を考える。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
7	授業計画	外国人と弁護士 少子高齢化などを背景として、移民受入れの是非が議論されています。日本の在留許可制度は、外国人を積極的に受け入れるというポリシーの下に運用されているわけではありません。そのため、日本に留まりたくても、留められない外国人が数多く存在します。その中には、夫のDVによって離婚した外国人が、日本国民の配偶者でなくなり、帰国を迫られる例もあります。そこで、日本にやってきた外国人が直面する法的問題のうち、在留許可の過程において発生するトラブルを取り上げ、これを解決するために弁護士が行う仕事を学びます。
	事前学習	外国人が日本で直面する可能性のある問題をあらかじめ考える。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。

8	授業計画	刑事事件における弁護士の役割 刑事事件において、弁護士が被告人の利益のために具体的にどのような活動を行ったかについて、具体例を挙げながら考えます。それらを通じて、刑事事件において弁護士が果たす役割や、被疑者・被告人の権利保障を弁護士が追求する意味を考えます。
	事前学習	刑事裁判の傍聴に行き、弁護士がどのような弁護活動を行っているかを実際に見ると良いでしょう。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
9	授業計画	成年後見制度と弁護士 高齢化社会の進展に伴い、成年後見制度の重要性は今後確実に増していくことが予想されます。この授業では、民法上の制度である成年後見制度について、実務運用の一端を学びます。 具体的には、弁護士が成年後見人として選任された場合に、成年被後見人の利益を考慮しながら職責を果たす上で、何が重要になるか、親族が後見人として選任される場合と弁護士が選任される場合の違いは何か等の問題について取り扱います。
	事前学習	民法における成年後見人の制度について調べる。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
10	授業計画	少年事件における弁護士の役割 少年事件とは、未成年者による非行・犯罪などの刑事・保護事件を指します。同じ犯罪を行ったとしても、成年の刑事事件と少年事件では、手続も処遇も全く異なります。この講義では、少年法の意義を理解した上で、少年事件において弁護士が果たす役割を取り扱います。具体的には、少年付添人としての役割、保護者、学校・職場との連絡、被害者との示談交渉などです。また、少年院に送致されたり、保護観察に付されている最中の少年との関わり方についても触れる予定です。
	事前学習	少年事件における実名報道の是非について考える。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
11	授業計画	ADRと弁護士 弁護士の仕事は、民事裁判における代理人、刑事裁判における弁護人に留まりません。その他にも、法律相談などの様々な仕事が存在します。弁護士が法廷外で行う業務の1つとして、ADRがあります。ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略で、「裁判外紛争解決手続」などと訳されます。訴訟に依らずに、紛争解決を行うという手続のことです。 近年のADR促進法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)制定などを受け、さまざまな形でADRが行われるようになりました。この授業では、ADRの概要について学んだ上で、個々のADRにおいて弁護士が担う役割を取り扱います。
	事前学習	裁判外で紛争を解決することのメリットを考える。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
12	授業計画	家事事件における弁護士の役割 離婚・相続などの家事事件は、ある意味では極めて身近な事件です。他方で、家庭内のトラブルを招いたり、当事者の心情に配慮する必要が生じるため、法律に従って杓子定規に解決することが困難な分野でもあります。このような難しさを抱える家事事件において、弁護士が直面する困難さや、気をつけなければならないことについて、具体的な家事事件の検討などを通じて学びます。
	事前学習	裁判所を利用して離婚を行う際の手続きについてチェックする。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
13	授業計画	知財案件における弁護士の役割 知的財産権は、極めて重要な権利です。「知財立国」という言葉にも表れているように、今後も日本において重要な役割を担っていくことが予想されます。それでは、知的財産権が問題となった場合に、弁護士はどのような形で事件に関与することになるのでしょうか。知財案件で活躍する専門家は、弁護士の他に、弁理士なども存在します。そのため、弁理士と弁護士の役割分担が問題となります。この回では、知財案件における弁護士の具体的な役割や仕事を学びます。
	事前学習	弁理士という資格について概要を調べる。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
14	授業計画	交通事故案件における弁護士の役割 交通事故は、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。それでは、交通事故の被害者になったとき、我々はどうすればよいのでしょうか。多くの場合は、加害者側が加入している保険会社が対応を行うでしょう。しかし、保険会社も商売です。不要な支出を抑えようとする。そのため、被害者に対して適切な賠償が行われないリスクが存在します。そこに、弁護士の役割が生じます。 この回では、交通事故を巡る保険会社の対応と弁護士の役割という、一般的な法学部の学習ではなかなか取り扱うことがない問題について学びます。
	事前学習	損害保険会社のサービスにどのようなものがあるか、その内容をチェックする。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。
15	授業計画	憲法訴訟と弁護士 日本国憲法に規定された基本的人権を擁護することは、弁護士法上の弁護士の基本的な職責です。仮に、基本的人権の侵害があった場合には、訴訟における代理人として、その存在を主張したり、賠償を求める必要があります。 しかし、憲法訴訟における弁護士の具体的な役割を、一般的な憲法の授業で学ぶことは少ないです。そこで、実際に訴訟代理人として憲法訴訟に携わった弁護士から、憲法訴訟における弁護士の役割について学びます。
	事前学習	憲法で扱う重要判例「エホバの証人剣道実技拒否事件」について調べる。
	事後学習	講義内容を踏まえて、当該法領域における弁護士の役割について考える。

授業方法

授業は、原則として講義形式で行います。担当教員・安部は、本科目のコーディネーターであり、実際の講義は初回を除きすべて外部の弁護士の先生をお招きしてお話頂きます。

*授業計画に掲げた上記スケジュールは、2018年度実績です。お招きする先生のご都合などにより、順序や内容が変わる場合があります。

成績評価方法

【以下は、法学部正規科目としての成績評価方法です】

期末レポート100%で評価します。期末レポートは、3,000～4,000字のレポートを予定しています。

*但し、外部講師を招聘して実施するという本科目の性質上、出席回数が12回(80%)以上の者にのみ、レポート提出資格を認めます。

*成績評価方法の詳細は、初回ガイダンスでお話します。必ず出席してください。